

平成21年 6 月26日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号

**株式会社 岡三証券グループ**

取締役社長 加 藤 哲 夫

## 第71期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第71期定時株主総会において、次のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第71期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第71期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記内容について報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当金は、当社普通株式1株につき金5円と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。なお、変更の理由および内容は、次のとおりであります。

(変更の理由)

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、同法附則第6条第1項の定めにより、株券を発行する旨の当社定款の定めは廃止されたものとみなされております。そのため、現行定款第8条(株券の発行)、第9条第2項(単元未満株券の不発行)および第10条(単元未満株式についての権利)における実質株主名簿に関する規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他所要の変更を行うことといたしました。

また、株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を定めることといたしました。

(変更の内容)

(下線部分は変更箇所)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<u>第8条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
<u>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。
② <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>	(削 除)
第10条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～3. (条文省略)	第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ～3. (現行どおり)

変更前定款	変更後定款
<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② （条文省略）</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第39条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第11条～第38条 （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条（株券喪失登録簿）</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条（期限）</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本件は、原案のとおり、野中計彦および田中健一の両氏が再選され、就任いたしました。

以 上